【地方行政関係】

１　持続可能な地方行財政のあり方について

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方公共団体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくための対応の方策等について、国においても検討を進めること。

特に、小規模な市町村においては、専門性や知識・経験を有する人材をはじめとする経営資源に様々な制約が生じており、今後、都道府県による補完・支援の役割も一層重要となってくるものと考えられることから、地域の実情等に応じて、都道府県が広域自治体としての役割を十分に果たせるよう、国においても技術的支援、地方財政措置等の支援を行うこと。

一方で、都道府県においても人材確保が困難となる中、従来からの都道府県の機能を維持しつつ市町村の補完・支援を行うことは必ずしも容易でないことから、国は技術的・財政的支援のみならず、例えば国の地方支分部局の活用や、国・地方の公務員退職者、民間企業の人材をプールして活用する仕組みを検討するなど、主体的に関与すること。

また、当面の間、地方の人口減少は深刻な状況が続くことは避けられないことから、人口減少を前提とした「スマートシュリンク」の視点を取り入れ、社会機能・行政機能の再構築などの検討を進める必要がある。

その際には、市町村合併という手段によらず、市町村間で共通する行政サービス事務の共同化など、スケールメリットを追求しながら持続的に提供できる方策を幅広く検討すること。加えて、具体的な制度設計と枠組みの構築には中長期的な議論を要することを踏まえ、現在推進されている公共施設等の適正管理を目指した集約化・複合化、除却等に係る財政措置について、行政サービスに直結する事務を担う公用施設も対象とするなど、財政的インセンティブが得られ、持続可能性がある財政措置のあり方を検討すること。

２　地方自治体の実情に即した国庫支出金の安定的かつ十分な確保について

物価や人件費の上昇等により、社会保障分野などに必要な経費が増大する中、各種国庫支出金の配分水準や単価水準が現下の実態に十分に見合わず、計画どおりの執行に支障が生じている状況を踏まえ、地方が必要とする所要額を的確に把握し、安定的かつ十分な財源を確保すること。

３　地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について

令和５年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げに当たり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

また、定年引上げ後の 60 歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保を図り、併せて地方財政措置を講じること。

４　会計年度任用職員制度等の運用について

（１）会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、「地方創生 2.0 基本構想」における会計年度任用職員制度の見直しに当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、短時間勤務正職員の創設など不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

（３）会計年度任用職員の処遇改善が図られている一方で、再任用職員については、会計年度任用職員との間で給与の不均衡が生じる場合があることから、職員の適切な処遇確保を図り、併せて地方財政措置を講じること。

５　統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成 27 年１月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、令和６年 12 月の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の内容を踏まえ、財政措置の継続・拡充を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成 31 年１月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

６　公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

（１）地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和４年３月 29 日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえて地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われているところである。

　指定金融機関等への振込手数料及び内国為替制度運営費の地方公共団体における経費負担については、地方交付税措置が講じられているが、引き続き地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行に当たって地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、全ての自治体を支援対象とするとともに、関連する自治体内部の事務処理を目的とするシステム改修に加え、公金収納に当たって生じる取扱金融機関、指定公金事務取扱者及び指定納付受託者等に対する収納事務等の手数料の経費負担も含め、確実に所要の財政措置を講じること。

７　国の地方公共団体に対する補充的な指示について

　地方自治法第 252 条の 26 の５の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第 213 回国会提出閣法第 31 号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。

　想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

８　地域国際化等の推進について

（１）多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア　我が国の将来を見据え、外国人の受入れに関する基本戦略を早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること。また、国では「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示しているが、これらの施策が国の責任において着実に実行されるよう、「外国人との秩序ある共生社会推進室」とは別に司令塔となる組織を設置すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ　国が令和８年１月に新たにとりまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の内容について、地方公共団体等の意見を適切に反映しながら、秩序ある共生社会の実現のため、これらの施策を確実に実施すること。特に、「在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設」については、地方公共団体等の意見や地域の実情を十分に踏まえながら、居住地域によって学習機会に格差が生じないようにするなど、交付金・補助金による自治体支援ではなく、国の責任において一元的に整備し実施することが適切であり、早期の実現に向けて検討を加速させること。

ウ　「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、外国人の生活状況に係る実態を把握しておく必要があるとされたが、実態把握に係る内容や役割分担、基本的な方針が明確でなく、また、これに必要なシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。実態把握のための調査や地方公共団体等との情報連携に当たっては、国が地方公共団体等の意見も踏まえた明確な基本的方針を示した上で、地方公共団体等との役割分担を含め、その実効性を確保するとともに、地方公共団体等において想定される負担を勘案し、必要な財政措置を講じること。

エ　地方公共団体が実施する多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、永続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく、令和８年度は基準額が設定され、補助要綱に定められた交付率どおりの交付がされず、地方公共団体の必要額に不足が生じている。「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に「一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している」と明示されていることからも、交付限度額を引き上げるとともに、基準額の撤廃も含めて検討し、必要額を確保すること。

オ　「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、令和６年度以降、国の予算が十分ではなく地方公共団体の必要額に大幅な不足が生じていることから、地方公共団体の事業実施に多大な支障が生じている。「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」にも「地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充」と明示されていることからも、確実な財政措置を実施し、十分な予算を確保すること。また、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

カ　外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、母語支援員や日本語指導を行う教員の十分な配置、教員の日本語指導方法の研修等、必要な措置を早急に講じること。

　とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、令和７年度に続き令和８年度も国からの補助の減額が生じたが、地方公共団体の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

キ　外国人等の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

　とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人等がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人等が受診した際の医療費の未払問題や医療保険に加入する外国人の保険料未納付問題など外国人等を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

ク　災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、避難所、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供する「外国人生活支援ポータルサイト」、「Safety tips」などの外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ることに加え、駐日大使館等にも情報を共有する体制を構築すること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。また、「やさしい日本語」に関し、普及啓発イベントや研修事業の実施など地方公共団体の取組に対する財政支援を行うとともに、国においても更なる普及に取り組むこと。

ケ　育成就労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備に当たっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むこと。また、外国人労働者やその家族に対する日本語教育をはじめとした支援の仕組みを国が整備するとともに、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

（２）外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

（３）法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア　マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により実施される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以下、都道府県等）の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ　令和６年度から導入された居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度となるよう更なるシステムの改善を図っていくこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請を行った者が居所での申請に改める場合には当該住所地での申請を取り下げる必要があるが、取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実情を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

ウ　都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を申請者と共有できず、問い合わせに的確に対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを引き続き運用し、全ての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。

エ　令和５年６月９日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料標準額の差別化が行われたが、電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員

を要し負担が大きいことや新たに導入された戸籍情報システムとの連携に係るレスポンスが著しく遅い実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取し改善を図っていくこと。また、デジタル・ガバメントの推進に向けて、証紙を廃止しキャッシュレス化を進めている自治体が増加していることを踏まえ、申請者の利便性を向上させるため、電子申請に限らず、窓口での申請も含め国手数料との一元的なキャッシュレス化の導入に取り組むこと。

オ　令和８年度における旅券発給手数料の改定や、令和６年度から導入された国立印刷局での旅券の集中作成方式への移行により旅券発給の標準処理期間が長くなっていることなど、旅券の制度改正に係ることは、都道府県等の窓口に混乱をきたすことがないよう国の責任において国民に十分周知すること。

カ　電子申請に係るシステム改修費や消耗品、書面による申請のための申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。

キ　令和７年３月２４日から電子申請で戸籍連携による新規申請の受付が開始されたことから電子申請の件数が大幅に増加している。また、電子申請の増加に伴いクレジットカードによる納付も同様に増加している。今後も電子申請の増加が見込まれることから円滑に業務を運営するために体制整備が必要であるが、審査や交付窓口で必要な審査用管理端末の絶対数が不足している。各都道府県の実情を踏まえ、必要な数の審査用管理端末の追加配備を行うこと。

（４）国費会計事務手続について、以下の取組を実施すること。

会計法に基づく法定受託事務、国への請求手続きを直接行う事務など、省庁により会計事務手続きが異なり煩雑な実態を踏まえ、会計事務の統一化・簡素化を図り、事務負担の軽減を行うこと。

９　地方公共団体情報システムの標準化について

システム移行に要する経費について、国のデジタル基盤改革支援補助金による支援が行われているが、令和８年度以降に移行する特定移行支援システムのほか、地方公共団体の責任によらない経費が追加で発生するなど、国が設定した上限額を上回る団体も生じている状況にある。国において、改めて基金の積み増しや補助上限額の引上げを行い、確実に全額を負担すること。

また、移行後の運用経費等について、国が平成３０年度比で少なくとも３割削減を目指すとしていることから、３割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、決して地方公共団体の負担が増えることがないよう、引き続き、国が責任をもって財政措置を行うこと。

国の令和７年度補正予算において財政措置された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」の市町村分執行については、デジタル庁からの依頼に基づき、都道府県が事務委任を受けることとなったが、都道府県の業務負担が過度とならないよう、最大限に配慮すること。

なお、新たな制度の創設や制度改正等、地方公共団体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら検討を進めるとともに、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるもの

とすること。

10　統計調査の調査方法の抜本的見直しについて

都道府県を経由し、調査員調査で実施している統計調査については、統計調査員の確保難や今後のなり手不足が深刻化する状況を踏まえ、行政記録情報やビッグデータ等の活用、民間委託等を積極的に推進し、原則、統計調査員を介さない調査方法とすること。新たな調査方法は、郵送やオンラインを原則とし、かつ地方の事務負担の軽減が図られるよう見直しを進めること。

見直しに当たっては、市区町村における統計調査員確保の実態や現行手法の課題等を国が主体的に把握するとともに、統計調査員の削減に向けた数値目標を示すこと。

統計精度確保の観点等からやむを得ず統計調査員が必要な場合は、必要最小限とすること。その際、必要性の根拠を明確に示すとともに、調査実施後に検証を行い、不断の見直しをすること。

11　ＮＨＫ受信契約の見直しについて

令和７年２月以降、地方公共団体において、公用車に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビゲーションシステムや、ワンセグ機能を持つ携帯電話について、形式的に「受信機能を有する」ことを理由に、日本放送協会（ＮＨＫ）に対して、過去に遡って受信料を支払う事例が発生している。

このため、ＮＨＫの令和８年度収支予算等に付された総務大臣意見を踏まえて、今後、ＮＨＫが実施する受信契約制度の見直しにおいて、事業所等を対象とした契約単位のあり方や、緊急車両（警察・消防等）の受信料支払い免除制度の導入について、現場の実態に即した内容となるよう、ＮＨＫに対して適切に助言・指導を行うこと。

12　地方公共団体の長が意思表示が不可能な状態に陥った場合における退職制度等の整備について

地方公共団体の長が、不慮の事故や疾病等により意思表示が不可能な状態となり、その回復が見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合、行政運営の停滞を回避するためには、現行制度上では明文の規定がないため、「議会における不信任決議」又は「住民による解職請求」の手法によらざるを得ない。

誰しもが不慮の事故や疾病等に見舞われるリスクがあり、現にこうした実例が生じていることを踏まえ、国において、地方公共団体の長が意思表示できるまで回復する見込みがない状況下において、適切に退職等が認められるよう、早急に必要な制度の整備を行うこと。

13　地域における司法機能の充実について

居住地にかかわらず、全ての国民が憲法上保障された裁判を受ける権利を適切に行使し、速やかに紛争解決と人権救済が図られる環境を整備することが不可欠であるため、次のとおり対応すること。

ア　全ての家庭裁判所支部において家庭裁判所調査官の常駐を図るとともに、支部及び出張所が設置されていない地域への出張所の設置を推進するなど、家庭裁判所の人的・組織体制の強化を図ること。

イ　高齢者、障害者、子育て中の親等が円滑に裁判所を利用できるよう、庁舎のバリアフリー化の推進や児童室の設置など、施設整備を充実させること。

ウ　裁判官等が地域に出向いて手続を実施する機会の拡充及びウェブ会議による調停の積極的な活用を図ること。

エ　人口減少下においても地域の司法機能が低下しないよう、裁判所の人的・物的基盤を安定的に確保すること。